



## 第47回全民連総会(書面開催)報告

### 全議案が可決されました

第47回(令和5年度)全民連総会は書面による開催とし、8月下旬から9月末にかけて加盟市区町村による表決が行われました。その結果、全ての議案が承認多数により可決されました。

#### 〈 総会議案 〉

- 第1号議案 令和4年度 事業報告
- 第2号議案 令和4年度 収支決算報告(会計監査報告)
- 第3号議案 規約改正(案)
- 第4号議案 役員改選(案)
- 第5号議案 全民連の全国神楽継承・振興協議会顧問就任(案)
- 第6号議案 令和5年度 事業計画(案)
- 第7号議案 令和5年度 収支予算(案)
- 第8号議案 次期(令和6年度)総会開催地について
- 第9号議案 総会決議

#### ■ 規約改正

これまで定めなかった会長の在任期間を、「同一自治体として連続して5期を超えない」(第6条)としました。

#### ■ 役員改選

令和4年度役員自治体が全て再任となりました。

〈会 長〉板橋区(東京)

〈副会長〉花巻市(岩手) 笠岡市(岡山) 金沢市(石川)

〈理 事〉北上市(岩手) 仙台市(宮城) 二本松市(福島)  
三浦市(神奈川) 富山市(富山) 本巢市(岐阜)  
京都市(京都) 曾爾村(奈良) 庄原市(広島)  
まんのう町(香川) みやま市(福岡) 高千穂町(宮崎)  
椎葉村(宮崎)

〈監 事〉奈良市(奈良) 焼津市(静岡)

#### 市区町村の民俗芸能・文化財ご担当の皆さまへ

### 全民連にぜひご加入ください

現在、民俗芸能は新たな潮流の中にあります。少子高齢化や過疎化などにより継承困難が生じる一方で、文化財保護法の改正に伴い、文化財を活用したまちづくり・観光振興が推進され、民俗芸能が注目される地域もあります。風流踊や神楽のように、ユネスコ無形文化遺産登録に向け、全国組織が設立される動きも見られます。

このような大きな流れの中で、区市町村間の連携、課題や情報の共有、相互交流が以前に増して重要になっています。ぜひ全民連への加入をご検討ください。

#### ■ 全国神楽継承・振興協議会の顧問に就任

令和4年に設立された全国神楽継承・振興協議会は、神楽の継承を推進し、地域振興にも寄与することを目的とした全国組織で、国指定重要無形民俗文化財の神楽の保存団体(正会員)、関係自治体等(特別会員)で構成されています。現在は、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けて活動しています。

全民連は顧問として、協議会の持続的な運営などについて助言を行うこととなりました。

#### ■ 令和5年度事業計画

第70回全国民俗芸能大会(一般財団法人日本青年館主催)の共催、ブロック別民俗芸能大会(全国5ブロック)の協賛などを予定しています。

#### ■ 市区町村事業支援補助金の額を選択制に

これまで一律1件3万円の補助でしたが、12万円・6万円・3万円の3種類を用意し、事業規模などに応じて選択できるようにしました。

※対象事業・申請方法などは、裏面をご覧ください。

#### ■ 令和6年度総会開催地決定 熊本県八代市

今年度の対面開催が繰り延べとなり、あらためて熊本県八代市が令和6年度総会開催地となりました。

令和元年度以来の対面・現地での総会となります。開催地の民俗芸能はもちろん、その普及公開・保存継承などの取り組みを直接目にする事ができ、自治体どうしの情報交換・交流も可能となる貴重な機会です。多くのご参加をお待ちしています。

## 10月以降の全民連関連事業

### 第70回全国民俗芸能大会 日本青年館主催

共催

11月25日(土) 第一部 13:00~ 第二部 18:00~

日本青年館ホール(東京都新宿区)

前売1,800円/当日2,000円/大学生以下無料

出演: 綾子踊(香川県まんのう町) 三宅島の芸能(東京都三宅村)

猿倉人形芝居(秋田県由利本荘市)

十津川の大踊・盆踊(奈良県十津川村)

### 第65回ブロック別民俗芸能大会

協賛

○ 北海道・東北ブロック

10月29日(日) 恵庭市民会館(北海道恵庭市)

○ 関東ブロック

10月22日(日) 森のホール21大ホール(千葉県松戸市)

○ 近畿・東海・北陸ブロック

11月19日(日) 京都市右京ふれあい文化会館(京都府京都市)

○ 中国・四国ブロック

11月26日(日) レクザムホール(香川県県民ホール)(香川県高松市)

○ 九州ブロック

11月19日(日) アクロス福岡イベントホール(福岡県福岡市)

## 令和5年度 市区町村事業支援補助金

今年度から、補助金額を選択できるようになりました

全民連は、貴重な民俗芸能を後世に引き継ぐための活動を支援しています。ぜひご活用ください。

### 対象事業・実施期間

- ・民俗芸能の保存活動 または 民俗芸能を活用した地域活性化事業のうち、民俗芸能の継続や次世代への継承に資する事業活動
- ・令和5年4月～令和6年3月に実施するもの

### 申請者資格

- ・全民連加盟市区町村
- ・全民連加盟市区町村所管の民俗芸能・民俗文化財の団体または保存会(自治体の推薦が必要)

### 補助金額

次のいずれかを選択 120,000円／60,000円／30,000円

### 申請から受領までの流れ

- ①申請書式を全民連ホームページからダウンロード  
必要事項を記入して全民連事務局あて郵送  
《 申請期限 令和5年12月20日(水)まで 》  
※申請多数の場合は、期限前に受付を終了する場合があります。  
予算に余裕があれば、期限後も申請を受け付けます。  
※令和5年度市区町村事業支援補助金の予算額は 450,000 円です。
- ②事務局にて要件を審査し、1月中旬までに結果をお知らせ
- ③事業終了後1か月以内に、実施報告書(チラシ・パンフレット、活動の記録・写真を含む)、振込先口座届を事務局あて郵送
- ④事務局にて確認後、補助金を振込  
… 詳しくは、全民連ホームページをご覧ください …

## 令和6年度 第48回全民連総会開催地

令和元年度以来の  
対面・現地開催は

# 熊本県八代市

### ユネスコ無形文化遺産 八代妙見祭と「お祭りでんでん館」

八代市に江戸時代から伝わる「八代妙見祭の神幸行事」は九州三大祭の1つで、神輿や獅子、笠鉦、亀蛇、花奴、木馬、飾馬などの多彩な出し物、総計40が行列をなして賑やかに市内を練り歩く大規模都市祭礼です。平成23年に国の重要無形民俗文化財に指定され、平成28年には他の32の祭礼とともに「山・鉦・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録されました。これを機に、民俗芸能の保存継承のための施設を整備する機運が高まり、令和3年に八代市民俗伝統芸能伝承館、愛称「お祭りでんでん館」が開館しました。

館内には、八代妙見祭の笠鉦や水引幕などが展示され、大型3面マルチスクリーンで祭り当日の雰囲気を感じることができます。収蔵庫も併設され、妙見祭で各町会から出される笠鉦や水引幕、獅子などの貴重な祭り用具が収められています。また、文化財や民俗芸能に親しむ講座の開催のほか、民俗芸能団体の練習場所の提供や公開機会の創出など、無形民俗文化財の魅力を伝え、保存継承を図る活動を行っています。



八代妙見祭の神幸行事の笠鉦



笠鉦の“飛び出す絵本”

画像提供: 八代市民俗伝統芸能伝承館

●総会開催日程を調整中です。決定後、出欠席意向調査をお送りします。

## 助成のご案内 (令和6年度の活動対象)

令和6年度に実施する民俗芸能の保存伝承、後継者育成などの活動を対象とした助成についてお知らせします。

	公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団 令和6年度 地域の伝統文化保存維持費用助成	独立行政法人 日本芸術文化振興会 令和6年度 芸術文化振興基金 地域の文化振興等の活動 民俗文化財の保存活用活動
対象	古来各地に伝わる民俗芸能の継承、特に後継者幾瀬のための諸活動	① 民俗文化財の保存伝承に資する特色ある取組等を伴う公開活動 ② 民俗文化財の記録作成(音声・映像等)による保存活用活動 ③ 民俗文化財の復活・復元活動
上限額	1件につき70万円	20万円・50万円・100万円・200万円の4区分 ※活動の規模及び助成対象経費(選択制)の合計額に応じた定額
受付期間	令和6年1月31日(水)まで ※当日消印有効	令和5年11月8日(水)10時～11月15日(水)17時
結果発表	令和6年3月下旬	令和6年3月末内定通知
応募方法	提出書類を原則として郵送	電子申請(助成金交付要望書受付システム)
募集案内 ・提出書類	ホームページからダウンロード <a href="https://www.meijiyasuda-qol-bunka.or.jp">https://www.meijiyasuda-qol-bunka.or.jp</a>	ホームページからダウンロード <a href="https://www.ntj.jac.go.jp/kikin.html">https://www.ntj.jac.go.jp/kikin.html</a>
お問合せ	公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団 事務局 電話 03-3349-6194	独立行政法人 日本芸術文化振興会 基金部地域文化助成課 地域文化第三係 電話 03-5213-4172
備考	財団の機関誌「地域の伝統文化」には、助成を受けた全国各地の保存会による、民俗芸能の継承や復活の活動が掲載されています。 機関誌は上記ホームページで読むことができます。	○国または地方公共団体指定(登録を含む)の民俗文化財 ○国または地方公共団体選択の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 が対象です。